

役員選挙規程

平成2年9月29日 制定
平成8年1月13日 改定
平成22年5月30日 改定

第1章 総 則

第1条 役員を選出は、定款第5章に基づき、この規程によって行う。

第2章 選挙管理委員会

第2条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は、5名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。

2 ただし、役員及びその選挙候補者は、選挙管理委員になれない。

3 選挙管理委員の任期は2年とする。

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

1 選挙の告示

2 役員候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の告示

3 投票および開票の管理と当選の確認

4 総会に選挙の結果を報告

5 その他選挙管理に必要な事項

第3章 理事の定数

第5条 定款第22条に定める定数のうち地域から選出される理事の定数は、地域ごとに定め、その総数は9名以内とする。各地域の定数は以下の通りである。

橋本、伊都、那賀、岩出地域 1名

和歌山市、海南、海草地域 4名

有田、御坊、日高地域 1名

田辺、西牟婁地域 1名

新宮、東牟婁地域 1名

職域ブロック 1名

2 理事会での理事に立候補もしくは推薦できる定数は、6名以内とする。

第4章 立候補および推薦届と選挙

第6条 監事(会員)および地域から選出される理事(以下、地域選出理事という)は、立候補制又は推薦制とする。ただし、推薦届けの場合には本人の同意書を必要と

する。

- 2 地域選出理事は(職域ブロックを除く)地域の調整を考慮し、候補者の勤務先が選出地域内であることとする。ただしこれに該当しない会員は住居地を選出地域とみなす。

第7条 立候補、推薦候補の届け出締め切りは、告示後2週間とする。

第8条 同一人による重複立候補は出来ない。

第9条 会員外の監事、地域選出以外の理事は、理事会の推薦を経て、総会出席者の投票総数(棄権・白紙等を除く)の有効数の過半数以上の信任を得なければならない。

第10条 監事(会員)および地域選出理事の当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から高得点順に決定する。

- 2 定数最下位のものが2名以上のときは、決戦投票を行い、選出する。

第5章 無投票当選

第11条 候補者が役員定数を越えないときは、無投票で当選者を定めることができる。ただし、この当選者は総会出席者の投票総数(棄権・白紙等を除く)の有効数の過半数以上の信任を得なければならない。

第6章 選挙権及び被選挙権

第12条 選挙権及び被選挙権は、会費を完納している者にかぎる。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会の決定を経て、総会の議決によるものとする。
- 2 この規程は、一般社団法人に移行し、新定款が登記された時点より施行する。
- 3 任期満了の役員は、新役員が選出されるまでその任につく。